

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第23号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 都市整備局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行

所管所属：都市整備局

通知日：令和6年5月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	積算をチェックする仕組みについて改善を求めたもの オリフィス桝の代価表を作成する過程で足掛金物の数量が間違っていた。 【指摘事項】 - 都市整備局は、積算結果を検算するチェックリストを作成すること。 - 都市整備局は、上記チェックリストを活用する仕組みを構築すること。	【1】 ・積算要領等を補完し、積算時のチェック体制を強化するため、積算結果を検算するチェックリストを作成した。 【2】 ・上記チェックリストを活用し、各担当で確認すると共に、予定価格の決裁へ添付する仕組みを構築し、令和5年10月13日起案の決裁から運用を開始した。 (令和5年11月チェックリストを一部改訂)	措置済	令和5年10月13日
2	過積載の改善指示について改善を求めたもの 工事受注者から改善報告書を受け取っていたものの、繰り返し過積載が起きており、実効性のある指導が出来ていなかった。 【指摘事項】 - 都市整備局は、監督職員に対し、工事請負契約書第10条第2項、第4項の内容を研修により周知徹底を図ること。 - 都市整備局は、監督職員に対し、対策要領に沿って工事現場及び搬出記録書類等で過積載を確認した場合、工事受注者へ書面により実効性のある改善措置を指示することの周知徹底を図ること。 - 都市整備局は、過積載に対する改善指示が工事受注者に対して適正に実行されていることがチェックが出来る仕組みを構築すること。	【1】【2】 ・関係職員を対象として、令和5年10月から11月に工事請負契約書第10条第2項、第4項の内容、及び過積載防止対策要領の内容を改めて詳しく説明を行う研修を実施し、工事現場で過積載を確認した場合は、現場の状況に応じた実効性のある改善指示を書面により行うことについて、周知徹底を行った。 【3】 ・改善報告書に改善指示文書の添付を義務づけるよう令和5年12月27日に過積載防止対策要領を改訂し、改善報告書を受け取った際、書面による改善指示が適正に実行されているかを、監督職員がチェックする仕組みを構築した。	措置済	令和5年12月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	工事監理の業務委託契約内容を適正に履行するよう改善を求めたもの 施工計画書どおり施工されていないことについて、工事監理者から監督職員に不備が報告されていなかった。 【指摘事項】 1. 都市整備局は、監督職員に対し、工事監理業務委託共通仕様書の内容を研修により周知徹底を図ること。 2. 都市整備局は、工事現場において施工計画書どおり施工されていない状況が監督職員に的確に報告されるよう、工事監理者に指導を徹底する仕組みを構築すること。	【1】 ・関係職員を対象として令和5年10月に研修を実施し、工事監理業務委託共通仕様書（工事監理業務の役割表含む）に基づき、監督職員と工事監理者の役割分担、業務処理順序その他について、具体的事例を交えながら説明を行った。 【2】 ・関係職員から工事監理者（委託監督職員）への指導を徹底するため、毎年第4四半期に開催する「委託監督員（管理技術者）講習会」の項目に、【1】で説明した内容や監査指摘事項等注意点の周知を盛り込み実施する仕組みを構築し、令和6年3月8日に令和5年度委託監督員（管理技術者）講習会で説明を行った。	措置済	令和6年3月8日
4	請負工事成績評定の適正な運用について改善を求めたもの 評定内容にばらつきがみられた。 【指摘事項】 1. 都市整備局は、的確かつ公正な成績評定を実施するために、成績評定要領に規定されている項目・細別ごとの採点方法について、評定を行う個々の職員にばらつきが生じないように、統一的な評価基準等を策定し、評定を行う職員に評価基準等を周知徹底すること。 2. 都市整備局は、成績評定要領に沿った事務手続が適正に実行されていることをチェックできる仕組みを構築すること。	【1】 ・成績評定の項目・細別ごとの採点にあたり判断が分かれる事例について、要領に沿って採点した成績評定が不整合とならないよう、令和6年3月にマニュアルを策定し、評定を行う職員に周知のうえ、令和6年4月1日から運用を開始した。なお、マニュアルの使用方法を継続的に周知していくことで成績評定の適正な運用に努めていく。 【2】 ・成績評定が不整合とならないようチェックできる仕組みとして、判断が分かれる事例について一覧表を作成して共有することで、同様の事例があった場合に確認ができるとともに、評定を行う職員が一覧表を確認して評定を行う仕組みを令和6年3月に構築し、令和6年4月1日から運用を開始した。	措置済	令和6年4月1日
5	支払における検査調書の作成について改善を求めたもの 保全業務委託の指示業務で、検査調書を作成せず支払いが行われていた。 【指摘事項】 都市整備局は、検査職員に対し保全業務委託の指示業務についても、適正に検査調書を作成するよう周知徹底を図ること。	・検査調書に基づく支払いについて、関係部署と事務の流れを整理し、検査調書に基づく支払いを関係職員に周知のうえ、令和5年12月11日に検査調書に基づく支払いを開始した。	措置済	令和5年12月11日